

<特記事項>
1. 防火区画を貫通する給水管、配電管及び風道は、建築基準法施行令第112条第15～16項及び第129条の2の5第1項第7号に
基づき適切な処理を行う。（M-22防火区画貫通部処理工法 施工要領図参照）

特記なきはV0、はFDを示す。
SUS製深部給排気フード（ガラリ付）
サイズは接続ダクトに準ずる。
実線は本工事を示す。
破線は別途工事を示す。

